

被災地における交通サービス実証運行に向けた調査業務委託仕様書

1 委託業務名 「被災地における交通サービス実証運行に向けた調査業務」

2 業務目的

本市の公共交通は、鉄道や路線バス、乗合タクシーなどの様々な交通サービスで構成されている。しかしながら、一部の地域には駅やバス停から離れた交通空白があるほか、運行便数が限られていることで、時間帯によっては、習い事に通う子どもなど公共交通の利用がしづらい状況がある。加えて、令和8年熊本地震で被災し、仮設住宅や避難所等で生活する方の日常的な移動手段確保といった課題も生じている。そこで、これらの課題解決を目的に、新たな交通サービスの将来的な実証運行に向けた調査を行うもの。

3 調査対象者及び調査区域

(1) 調査対象者（※6 業務内容（1）に係るもの）

仮設住宅等へ入居する方、及び習い事へ通う子の保護者など

(2) 調査区域（※6 業務内容（2）に係るもの）

新たな交通サービスの運行想定区域（※別紙1 参照）

（代陽、太田郷、麦島、松高、八千把、千丁、鏡校区のほか、仮設住宅9箇所、避難所9箇所）

※避難所については、令和8年10月20日現在の数であり、今後、避難者数の状況によっては集約される場合があります。

4 業務委託期間 契約締結日から令和9年2月5日（金）まで

5 契約金額 総額金額（税込み）とする

6 業務内容

(1) 調査対象者の移動に係る現状・課題の整理

ア 仮設住宅、及び避難所に入居・入所している被災者を対象に、属性（性別・年代など）、移動手段の有無、日常的な移動方法、移動状況（目的や行き先、時間帯など）、新たな交通サービスへの需要などを把握するためのアンケート調査を実施すること。

イ 市が指定する習い事施設（10カ所程度）に通う子の保護者など（約

1,000世帯)を対象に、子の属性(学校や学年、性別など)、習い事先への移動手段やその状況(頻度・移動時間など)、交通サービスへの需要や安全面に関するご意見などを把握するためのアンケート調査を実施すること。

ウ ア及びイを踏まえ、今後、対応が必要となる課題を整理すること。

(2) 新たな交通サービスの乗降場所適地調査

ア (1)の結果も踏まえ、調査区域内の人口分布やバスや乗合タクシーなど既存公共交通との競合回避、道幅や見通し、安全に乗降が可能な空間の有無などに十分配慮し、乗降場所の適地を選定すること。乗降場所については、仮設住宅及び避難所を起点としており、市が提示する乗降場所候補地(※別紙2参照)に加え、調査区域内の商業施設や医療機関など公共性のある施設を基本に適地性の調査を行うこと。

なお、将来的な実証運行時に使用する車両については、最大で乗車定員10人乗りのワゴン型車両を想定。

イ 適地性のある候補地については、名称や所在地、座標(緯度・経度)及び状況のわかる写真等を整理すること。

また、新たな交通サービスの乗降場所に既存の公共交通の乗降ポイント(バス停、乗合タクシー停留所)を含めた地図(全体版、各区域版)を作成すること。

(3) 新たな交通サービスの比較・検討

将来的な実証運行に向けて(1)、(2)の整理・調査等を踏まえ、調査対象区域において導入可能な新たな交通サービスを複数案提案するとともに比較検討を行うこと。

7 打合せ・協議

業務に取り掛かる際は、事前に、スケジュールやどのような手法を用いるのか等、業務内容に関する打合せ・協議を密に行うこと。

また、業務の進捗に関して定期的に事務局へ報告を行い、事務局が求める際には、状況が分かる資料等をもって説明を行うこと。

8 成果品

成果品は下記のとおりとする。

(1) 業務完了報告書(A4版1部及び電子データ)・

(2) 本業務で作成した資料など関係資料 (A4 版 1 部及び電子データ)

※電子データについてはそれぞれ Microsoft Word 形式及び PDF 形式で作成すること。関係資料 (グラフ、図表等) は Microsoft Excel、PowerPoint 形式でも構わない。その他の形式を用いるときは事前に事務局と協議すること。

9 その他

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時事務局と打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。また、業務終了後も同様である。
- (3) 本業務で得られた成果品の著作権、利用権は、ホームページへの掲載を含め、本市に帰属する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。